

第3回南幌町農業委員会総会議事録

令和2年8月26日（水）午前9時00分より、生涯学習センター会議室において第3回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

本日の議案は次のとおり

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

事務局出席者 事務局長 砂田 隆樹
事務局主査 柳 沢 妙子

議長 これより、第3回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は12名でございます。
(〇〇委員におかれましては、欠席届が出されております)
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。5番 江郷 委員、6番 青木 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第3回南幌町農業委員会総会は、8月26日 本日1日限りとしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第3回南幌町農業委員会総会は、8月26日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和2年7月30日、第2回農業委員会総会を開催した。

8月3日、令和2年度第I期南空知農業委員会連絡協議会が岩見沢市で開催され、会長出席した。

7日、令和2年度空知農業委員会連合会臨時総会が岩見沢市で開催され、会長出席した。

24日、令和2年度新規就農者激励会が南幌町農業協同組合で開催され、会長出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議長 日程第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。令和2年8月26日提出。

南幌町農業員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、3件でございます。

1件目の権利を取得した者ですが、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で21,012㎡他計6筆ございまして37,152㎡となります。届出をした日ですが、令和2年7月31日となります。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

2件目の権利を取得した者ですが、札幌市〇〇区〇〇〇条〇丁目〇番〇の〇号、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で914㎡となります。届出をした日ですが、令和2年8月11日となります。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

3件目の権利を取得した者ですが、江別市〇〇〇〇町〇番地〇の〇、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で914㎡となります。届出をした日ですが、令和2年8月11日となります。取得した事由は、所有者の〇〇〇〇となっております。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については報告済みといたします。

議 長 日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を求める。令和2年8月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、3件でございます。

1件目の賃貸人は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。

賃借人が、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で46,770㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和2年8月7日でございます。

2件目の賃貸人は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。

賃借人が、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で37,893㎡他計2筆ございまして、44,872㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和2年8月7日でございます。

3件目の賃貸人は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。

賃借人が、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で4,369㎡他計21筆ございまして、170,593㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和2年8月7日でございます。

以上でございます。

議 長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定

による通知については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第6 議案第2号 買入協議の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 買入協議の要請について。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、買入申出があったので、同法第16条第1項の規定に基づき、買入協議の要請をしたいので審議願ひ、意見を求める。

令和2年8月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。買入協議の要請につきましては、2件でございます。

1件目の買入申出者は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で37,893㎡他計3筆ございまして91,642㎡となります。

2件目の買入申出者は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で4,369㎡他計21筆ございまして170,593㎡となります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。議案第2号 買入協議の要請については提

案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。第3回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第3回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前9時 分終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

5 番

6 番